

消費者の皆様へ

- ◎ 鶏卵や鶏肉を食べて「鳥インフルエンザウイルス」が人に感染することは世界的に報告されていません。
- ◎ 「鳥インフルエンザウイルス」には、次のような性質があることから、鶏卵や鶏肉を食べることによって人が感染することは考えられません。
 - (1) 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
 - (2) 人の細胞に入るための受容体は、鳥のものと異なること
 - (3) 通常の加熱処理(すべての細胞が70℃に到達)で容易に死滅すること
- ◎ 店頭で販売されている鶏卵や鶏肉は、安全のための措置が講じられています。
 - (1) 鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で通常、次亜塩素酸ナトリウムなど殺菌剤で洗卵されています。
 - (2) 鶏肉は、食鳥処理場で通常、次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。
- ◎ 食中毒を予防するためにも、鶏肉は十分に加熱して食べましょう。

・・・・・・・・・・【 上記の内容について、詳しくは以下でご覧になれます 】・・・・・・・・・・

- 北海道農政事務所ホームページ <http://www.maff.go.jp/hokkaido/>
- 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- 鳥インフルエンザについて(食品安全委員会ホームページ)
【 ・鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方 ・鳥インフルエンザのQ&A 】
http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html
- 高病原性鳥インフルエンザのQ&A
(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所HP)
http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html
- 鳥インフルエンザについて(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

★北海道農政事務所では、高病原性鳥インフルエンザに関する相談窓口を設置しました。

相談・質問等ありましたら、以下の相談窓口にお問い合わせください。

北海道農政事務所 消費・安全部 安全管理課(全般) TEL:011-330-8816 FAX:011-520-3056

北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課(消費者向け) TEL:011-330-8812 FAX:011-520-3056

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課酪畜グループ(生産者向け)

TEL:011-330-8807 FAX:011-330-8609